

平成 19 年度地域公共交通活性化・再生事業費補助事業について

～ 「補助事業実施計画」の認定公募に係る質疑応答～

この補助事業は、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」(平成 19 年法律第 59 号)に規定する「地域公共交通総合連携計画」を策定するために必要な調査や、同計画に基づいて公共交通の利用を円滑にする事業を行う場合に要する経費の一部を補助するものです。

補助金の交付申請に先駆け、国土交通省による「補助事業実施計画」の認定を受ける必要があり、この公募を平成 19 年 5 月 25 日から平成 19 年 7 月 13 日までの期間に最寄りの運輸支局において受付を行っているところです。

つきましては、この補助制度に対するお問い合わせにつきまして、以下のとおり整理致しましたので、ご参考までにご覧ください。皆様の積極的なご応募をお待ちしています。

Q1: 申請様式の入手先は

A: 別途、「補助事業実施計画申請様式」を添付しました。

また、以下の URL (国土交通省ホームページ) から入手できます。

<http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/kasseikasaiseikeikaku/kasseikasaiseikeikaku0705koubo.html>

Q2: 19 年度の補助対象事業者について

A: 補助要綱附則 4.において、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の施行前に組織された同法第 6 条に規定する内容に相当する協議会については、補助対象事業者とみなす。」とされています。

つまり、平成 19 年度は、経過措置として、必ずしも法律第 6 条に規定する協議会でなくとも、法律施行前に組織されたこれに相当する協議会も補助対象事業者とします。

なお、「相当する協議会」とは、中心となる市町村と事業を実施すると見込まれる者(交通事業者等)がメンバーに入っている協議会を想定しています。

Q3: バスに関する新たな連携計画を策定する場合、道路運送法上の既存「地域公共交通会議」をそのまま、「法定協議会」と位置づけてよいでしょうか。

A: 法第 6 条に相当する構成であれば、既存会議等の規約に盛り込むことにより、設置は可能です。新たな協議会を設置する必要はありません。

Q4: 公共交通利用円滑化事業を行う場合の前置となる計画について

A: 補助要綱抜粋附則 2.において「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の施行前に作成された同法第 5 条に規定する内容に相当する計画については、地域公共交通総合連携計画とみなす。」とされています。

つまり、平成 19 年度は、経過措置として、必ずしも法律第 5 条に規定する地域公共交通総合連携計画でなくとも、法律施行前に作成されたこれに相当する計画も地域

公共交通総合連携計画とします。

なお、「相当する計画」とは、具体的には、以下の計画を想定しています。

- ・ H18 年度以前に作成された公共交通活性化総合プログラム
- ・ 市町村等が中心となって作成した独自の公共交通計画であって、事業を実施すると見込まれる者（交通事業者等）との協議がなされ、原則として法律第 5 条第 2 項の項目が明確となっているもの。

Q5: 19 年度に「相当の協議会」、「相当の計画」で認定を受けた場合は、その後も効果があることから、実質的に協議会・連携計画を定めているということになりますか。

A: 補助金交付上の経過措置であるため、法定の協議会・連携計画は設置・策定する必要があります。

なお、交付要綱附則上は認定の有無にかかわらず、法施行前のものは、「相当」とされていますが、19 年度限りの経過措置とする予定であり、次年度以降、必要に応じて要綱の改正を行う予定です。

Q6: 複数年度にまたがる実施計画の場合は、その全体を認定するのでしょうか。あるいは、補助申請を行う当該年度ごとに認定申請が必要でしょうか。

A: 実施計画は、複数年度にまたがる全体計画を認定します。

次年度以降も認定計画に従い、補助申請を行なう場合は、実施計画の認定は必要ありません。補助申請手続については、毎年度必要となります。

Q7: 複数年度にまたがる実施計画が認定された場合であっても、補助申請は、予算上の都合等により、交付決定に至らない場合があるのでしょうか。

A: 予算上の都合等により、交付決定に至らない場合も考えられます。

Q8: 事業費の下限額について

A: 事業費の下限額は、以下のとおり予定しています。

- ・ 計画策定費補助；事業費数百万円程度（国からの補助額は 100 万円程度）
 - ・ 公共交通利用円滑化事業；事業費約 1,000 万円程度（国からの補助額は 300 万円程度）
- （事業費の下限については、全体額の平均を加味して決定するため、個別に相談してください。）

Q9: 自治体の費用負担について

A: ・ 協調補助について

補助事業実施計画を提出し、認定を受ける際には、自治体の費用負担に対する確約は必要ありません。補助事業実施計画の認定後、交付申請をすることとなりますが、交付申請の際に、自治体が協調補助できることを確認出来れば結構です。（補正予算が付けば実施したいが、確実に付くかどうか分からないといった場合には、とり

あえず補助事業実施計画を提出して頂き、補正予算が付いてから交付申請するといった運用が可能です。)

A: ・計画策定調査費補助に係わる交付税措置について

計画策定調査費補助を受けた場合、自治体負担分については、交付税措置されることとなっていますが、その割合は未定です。(遅くとも年度内には決定される見込みです。)

なお、市が既に計画している独自事業(総合交通マップやポスター、電光表示式案内板、ノーマイカーデーやモビリティ・マネジメント、公共交通機関の利用促進を目的とするイベントの広報費や運営費など)をベースに、さらに内容の拡充を行うといった取組についても、本補助制度の対象として考えられています。

Q10:市町村と交通事業者が参加する協議会(地域公共交通会議を含む。)が、「連携計画策定調査事業」の補助を受けたい場合に、市町村が協議会の負担も含めて全体の 2/3 を負担する場合も、国の補助対象となりますか。

A: 対象となります。

Q11:今年度の公募は、1回限りでしょうか。

A: 予算の範囲内で、追加公募もありえます。

Q12:法の施行予定はいつ頃ですか。

A: 10月から11月を予定しています。